

第4節 許可の承継

1 一般承継人（法第44条）

開発許可又は法第43条の許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していた許可に基づく地位を承継します。

- (1) 一般承継人とは、相続人の他、合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいいます。
- (2) 許可に基づく地位とは、許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体のことで、次のような事項をいいます。
 - ① 適法に開発行為又は法第43条に基づく建築を行うことができる権能
 - ② 公共施設の管理者等との協議によって定められている公共施設等の設置や変更の権能
 - ③ 法第40条第3項に基づく費用の負担を求めることができる権能
 - ④ 開発行為の完了及び廃止の届け出の義務
 - ⑤ 開発許可に付されている条件を履行する義務

また、一般承継人は被承継人が有していた許可に基づく地位を当然に引き継ぐこととなりますので、一般承継人が開発行為を継続する意思がない場合は法第38条に基づき廃止届を提出しなければなりません（この場合、廃止に伴う許可の条件は履行しなければなりません。）。

2 特定承継人（法第45条）

一般承継を除き、開発許可を受けた者から土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者（特定承継人といいます。）は、知事の承認を受けてその許可に基づく地位を承継することができます。地位承継が承認されなかった場合は、開発許可を受けた者が法第38条に基づき廃止届を提出する必要があります。

また、一般承継とは異なり、法第43条に基づく許可は承継できません。

なお、許可に基づく地位は一般承継と同様です。

- (1) 承継しようとする者は、熊本県都市計画法施行細則に定める申請書に、次の書類を添えて知事に申請しなければなりません。
 - ① 権原を取得したことを証する書類
登記簿謄本、契約書、開発区域内の土地に係る権利者について同意を得たことを証する書類（法第33条第1項第14号）、開発許可を受けた者が地位承継について同意していることを証する書類等
 - ② 申請者の資力信用に関する書類（法第33条第1項第12号）
 - ③ 工事施行者の能力に関する書類（法第33条第1項第13号）
- (2) 承認に当たっての判断基準は次のとおりです。
 - ① 申請者が適法に当該開発区域内の土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得していること。開発許可を受けた者が地位承継について同意していること。
 - ② 当初の許可どおり開発行為を行うために必要な資力及び信用があること（申請者の資力及び信用が許可条件となる開発行為の場合）。